

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、仕様書、図面、見本又はその他発注者の指示（単価契約にあつては納入数量、納入期限等に関する指示を含む。以下これらを「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約の目的物（以下「成果物」という。）を、契約書記載の納入期限（単価契約にあつてはその都度指定する納入期限。）内に契約書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は、その契約代金（単価契約にあつては納入完了した実績数量に応じた代金。以下同じ。）を支払うものとする。
- 3 成果物の納入を完了するために必要な一切の手段（以下「履行方法」という。）については、この約款及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任により定める。
- 4 この契約書に定める催告、請求、通知、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

- 第3条 受注者は、業務上知り得た発注者の業務内容及び個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を第三者に漏らしてはならない。なお、本契約の終了又は解除後も同様とする。
- 2 受注者は、発注者から貸与を受けた個人情報その他関係資料について、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 当該業務の目的外に使用すること。
 - (2) 第三者に閲覧、貸出し等の提供をすること。
 - (3) 発注者の許諾なく複写又は複製すること。
- 3 受注者は、磁気ファイル等の特性に留意し、印刷製本業務に係るデータ処理、保管及び移転に際しては、データの管理が適正に行われるよう、万全の注意を払わなければならない。
- 4 受注者は、印刷製本業務に係る個人情報に関して、情報の改ざん、漏洩等のセキュリティ上の問題が発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従い、問題解決に向けて確実に対策を講じなければならない。
- 5 受注者は、発注者から貸与を受けた個人情報その他関係資料について、当該資料に係る業務の終了後、速やかに発注者に返却しなければならない。発注者の許諾を得て複写又は複製した資料等についても同様とする。
- 6 受注者は、従事作業の範囲、作業責任区分等を明確にしなければならない。
- 7 発注者が本印刷製本契約に係る個人情報の保護に関し検査を行うときは、受注者はこれに応じなければならない。
- 8 受注者が第1項又は第2項の規定に違反したときは、発注者は受注者の商号又は名称、当該違反の事実を公表することができる。

(契約の保証)

- 第4条 発注者が必要と認めるときは、受注者は、この契約の締結と同時に契約金額（単価契約にあつては単価に予定数量を乗じて計算される契約金額相当額。以下、第24条及び第28条において同じ。）の100分の10以上の契約保証金を発注者に納付しなければならない。
- 2 発注者は、受注者がこの契約の履行を完了し、かつ、発注者の検査に合格したとき（単価契約にあつては契約期間が満了したとき。）、若しくは第25条第1項又は第26条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者の請求により契約保証金（これに代わる担保を含む。以下同じ。）を返還する。
- 3 発注者は、契約保証金について利息を付さない。
- 4 受注者が、契約保証金の納付に代えて、保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合は、

当該保険契約は第 24 条第 2 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(一般的損害等)

第 5 条 この契約の履行に関して契約期間中に生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(委任又は下請負の禁止)

第 6 条 受注者は、この契約について業務の全部又は主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第 7 条 受注者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、受注者が、この契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受注者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡し時に受注者が当該権利の一部を発注者に無償で譲渡することにより、発注者と受注者との共有とするものとする。

2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。また、発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受注者は、成果物（この契約の履行を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。

5 受注者は、第 1 項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は発注者と受注者とが協議して定める。

6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(特許権等の使用)

第 8 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(原稿、支給材料の交付)

第 9 条 仕様書等に特別の定めがある場合を除き、発注者は、この契約の履行のための原稿（見本がある場合はこれを含む。以下同じ。）を契約締結後直ちに受注者に交付し、受注者は、成果物の納入と同時にこれを返還するものとする。

2 発注者は、支給する印刷材料（以下「支給材料」という。）があるときは、品名、数量、品質、規格、引渡場所及び引渡時期を、仕様書等により定める。

3 受注者は、交付を受けた原稿又は引渡しを受けた支給材料を、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

4 受注者は、仕様書等で定めるところにより、履行の完了等により不用となった支給材料を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により原稿又は支給材料が滅失若しくはき損し、又は返還が不可能になったときは、これにより生じた発注者の損害を賠償しなければならない。

(履行報告)

第 10 条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

(監督)

第 11 条 発注者は、必要と認めるときは、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督することができる。

(成果物の納入等)

第12条 受注者は、成果物を納入するときは、発注者の定める事項を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、成果物を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

3 受注者は、発注者に納入した成果物は原則として、検査に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。

(検査)

第13条 発注者は、受注者から前条第1項の納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

2 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。

3 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 発注者は、必要と認めるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

5 第1項及び前項の検査に必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又はき損した成果物に係る損失は、すべて受注者の負担とする。

(引換え又は手直し)

第14条 受注者は、納入した成果物の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した成果物を納入しなければならない。

2 受注者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に仕様書等に適合した成果物を納入しなければならない。

3 受注者は、引換え又は手直しが完了したときは、その成果物を納入場所において発注者に納入するとともに、第12条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。

4 発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

5 前条第2項、第3項及び第5項の規定は、前項の検査について準用する。

(減価採用)

第15条 発注者は、第13条第1項又は前条第4項の検査に合格しなかった成果物について、契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額（単価契約にあっては単価）を減額して採用することができる。

2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第16条 成果物の所有権は、検査に合格したとき、又は前条第2項の規定による協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその成果物は、発注者に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた成果物についての損害は、すべて受注者の負担とする。

(納入期限の延長等)

第17条 受注者は、納入期限までに成果物を納入することができないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(遅延違約金)

第18条 受注者の責めに帰すべき理由により納入期限までに成果物を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に成果物を納入する見込みのあるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、契約金額（単価契約にあっては単価に納入すべき数量を乗じて計算される契約金額相当額。以下本条において同じ。）に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（以下「支払遅延防止法で定める率」という。）（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。この場合において、検査に合格した既納部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を、遅延違約金の算定に当たり、契約金額から控除する。

3 第14条第2項の規定により引換え又は手直しの期間を指定した場合において、当該引換え又は手直しに係る成果物が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該成果物に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。

4 第2項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約不適合責任)

第19条 受注者は、納入した成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

2 前項に規定する場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項に規定する契約不適合責任について、受注者にその履行を請求することができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第20条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じて、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額（単価契約にあっては単価）その他の契約内容を変更することができる。

(契約代金の支払)

第21条 受注者は、成果物の納入が完了し、かつ、発注者の検査に合格したとき又は第15条第2項の規定による協議が成立したときは契約代金を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、成果物を分割して納入し発注者の検査に合格したときは、当該成果物に係る契約代金を請求することができる。ただし、仕様書等において納入が完了し、かつ発注者の検査に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りでない。

3 発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。

4 発注者は、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、受注者に対して支払金額につき遅延日数に応じ、支払遅延防止法で定める率（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した金額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

(契約内容の変更等)

第22条 発注者は、必要と認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は成果物の納入を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(発注者の催告による解除権)

第23条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 受注者が正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

(2) 受注者が納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないとき発注者が認めるとき。

(3) 受注者が正当な理由なく、第14条第1項及び第2項の引換え若しくは手直し又は第19条第1項の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完がなされないとき。

(4) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(5) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(6) 前各号のほか、受注者が、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第23条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第26条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。
- (9) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当することが判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (12) この契約に関して、受注者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第48条から第57条までの規定、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条若しくは第180条の規定、又は三鷹市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年三鷹市条例第29号）第54条、第55条若しくは第57条の規定により処罰されたとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

（協議による解除）

第25条 発注者は、必要と認めるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第26条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第22条第1項の規定により、発注者が成果物の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
 - (2) 第22条第1項の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が当初の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除される場合に準用する。

（解除等に伴う措置）

第27条 発注者は、この契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した

既納部分があるときは、当該既納部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

- 2 受注者は、この契約が解除された場合等において、第9条第1項の原稿及び同条第2項の支給材料を、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該原稿又は支給材料が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

(賠償の予定)

第28条 受注者は、この契約に関して、第23条の2第10号から第11号までのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。ただし、第23条の2第11号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第29条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(疑義の決定等)

第30条 この契約書の条項若しくは仕様書の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。